

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の皆さんへの支援策

融資

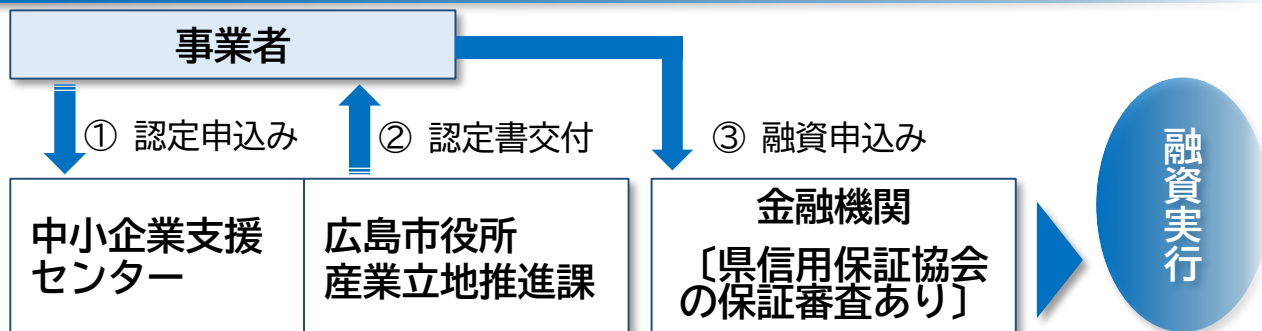
セーフティネット・危機関連保証

> 支援の内容等は次のとおりです。なお、金利や融資限度額等の詳細については下記までお問合せください。

融資条件

- セーフティネット4号 売上高が前年同月比20%以上減少 など
- セーフティネット5号 売上高が前年同月比5%以上減少 など
(ただし、業種の指定あり)
- 危機関連保証 売上高が前年同月比15%以上減少 など

融資までの流れ



※ 融資実行までの期間短縮のため、事前に取り扱金融機関にご相談されることをお勧めします。

必要書類

共通	個人事業者
○認定申請書 2通	直近の確定申告書の写し等
○売上高確認票	法人
○委任状 (必要な場合)	現在事項全部証明書

認定申請書等はこちらからダウンロードできます

広島市 (セーフティネット4号
セーフティネット5号
危機関連保証) 申請書

検索

> 認定申請書等のダウンロードが困難な場合は下記までご相談ください。

お問合せ先

広島市役所 経済観光局産業立地推進課 [中区国泰寺町1-6-34]

☎ 082-504-2241

公益財団法人

広島市産業振興センター 中小企業支援センター [西区草津新町1-21-35]

☎ 082-278-8032

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の皆さんへの支援策

融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付・特別利子補給制度

> 支援の内容等は次のとおりです。なお、金利や融資限度額等の詳細については下記までお問合せください。

融資条件

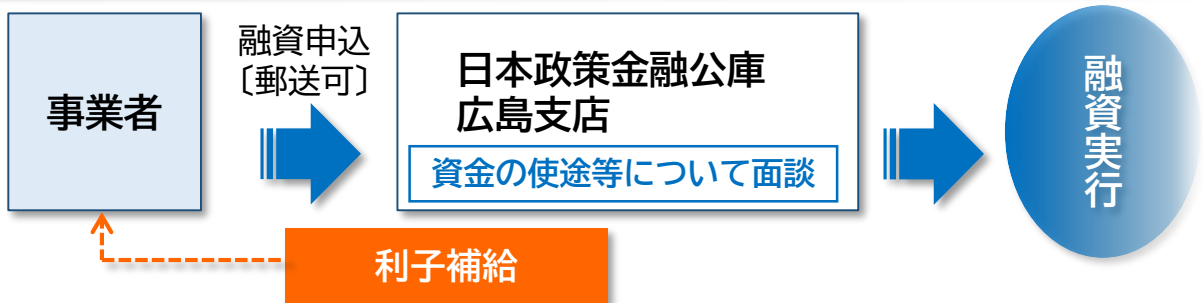
○売上高が前年又は前々年同期比5%以上減少 など

特別利子補給制度

- 適用対象 個人事業主 : 要件なし
 小規模事業者 : 売上高15%減
 中小企業者 : 売上高20%減

※ 実質無利子・無担保

融資までの流れ



必要書類

共通	+	国民生活事業(小規模事業者等)
<ul style="list-style-type: none"> ○借入申込書 ○確定申告書・決算書等の写し等 		<ul style="list-style-type: none"> ○売上減少の申告書 ○事業概要の自己申告書等
		中小企業事業(中小企業者)
		<ul style="list-style-type: none"> ○法人の登記事項証明書 ○代表者個人の印鑑証明書等

借入申込書等はここからダウンロードできます

新型コロナウイルス感染症特別貸付

検索

> 借入申込書等のダウンロードが困難な場合は下記までご相談ください。

お問合せ先

日本政策金融公庫 広島支店〔中区紙屋町1-2-22 広島トラングェルビルディング〕
 国民生活事業 ☎ 082-244-2231
 中小企業事業 ☎ 082-247-9151